

## 平成29年度第6回箱根町行財政改革有識者会議報告書

日 時：平成30年3月14日（水曜日）14：00～16：00

場 所：箱根町役場分庁舎4階 第5会議室

出席者：【箱根町行財政改革有識者会議】

田中 啓座長、池島祥文委員、伊集守直委員、

嶋矢 剛委員、高井 正委員、田代恭子委員

【箱根町】

吉田功企画観光部長、對木総務部長、

村山企画課長、吉田朋正財務課長、

伊藤企画課副課長、関田財務課副課長、

辻満企画課特定政策係長、海野

## 【会議概要】

## 1 開 会

企画課長

それでは、平成29年度第6回箱根町行財政改革有識者会議を開会します。

資料は、会議次第、委員名簿、「資料1 第5回有識者会議後の行財政改革アクションプラン（平成29～34年度）の原案修正案に対する指摘事項及び修正一覧」、「資料2 行財政改革アクションプラン（素案）」、「資料3 法定外税（別荘等所有税と宿泊税）の検討結果」、「資料4 次期財源確保策の検討の進め方について」を事前に送付しておりますが、不足等ございませんでしょうか。なお、資料1別紙3につきまして調整に時間がかかり、当日配布となりましたことをお詫び申し上げます。

早速ですが、田中座長から開会のご挨拶をいただき、引き続き議事の進行についてもお願いします。

## 2 座長あいさつ

田中座長

年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

この会議につきましては、儀礼的な挨拶は不要かと思っておりますので、早速、議題に入って行きたいと思っております。

### 3 議 題

#### (1) 行財政改革アクションプランについて

事務局から、「資料1アクションプラン原案修正案に対する指摘事項及び修正一覧」をもとに、第5回有識者会議後の原案修正案に対する指摘事項に対する対応や推進項目の追加について説明した。

田中座長

資料1の修正一覧のうち伊集委員の指摘は、主に文言の修正で、私の意見は、2ページにあります。具体的な取り組みをもう少し拡充して欲しいという提案となります。

ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

嶋矢委員

1ページ目の語句の修正は、きれいに修正されていると思いますので、議論するのは座長からの提案だと思います。

このうちNo.10の方は、もちろん、追加するのが望ましいとは思いますが、先ほど事務局からの説明で内容が重いという、説明もありました。

確かに項目の内容を見るとゴールというか具体的にどのような仕組みとするかイメージできず、1から仕組みを構築する印象があり、重いのではないかと思います。

誤解しないで頂きたいのは、このような項目を追加することは大賛成ですが、私は、どちらかという予算プロセス自体に詳しくないので、どういう仕組みが良いか、例として紹介いただけるとイメージしやすいのではないのでしょうか。

田代委員

資料1の1ページ目の語句の修正ですが、より良い適切な表現を指摘していただいたということで私も修正案のとおりで良いと思います。

また、嶋矢委員の発言と関連しますが、これから仕組みを構築するとなると、期間も短く難しいと思います。

他団体の事例があれば、検討期間も短縮できますので、その辺のアイデアなど座長から説明いただければと思います。

田中座長

ありがとうございます。

それでは、議論を分けまして伊集委員からいただいた修正提案ですが、より適切な文言を提案していただけてということで、これについて異論がある。又はもう少し違う表現にし

てはどうかなどのご意見がありましたら、発言をお願いしたいと思います。

伊集委員も、指摘した趣旨のとおり修正されているという理解でよろしいでしょうか。

伊集委員

少し細かい部分まで指摘してしまいましたが、対応していただきありがとうございます。

これで良いと思いますが、1点あるとすれば別紙1の3ページの2段落目の最後の部分で、元々「縮小スパイラル」となっていた部分を「悪循環」という表現に修正しています。

悪循環という表現でも、下の図は、一方向のみで循環を示していないという疑問は依然としてあり、元々この図自体が引用なので変えられないということだと思いますので、この程度で良いのかなと思います。

あえて修正するのであれば、出典を「人口ビジョンの図を一部修正」として、矢印を両方向にして循環する形ではないかと思いますが、厳密に考えていくと、本当に両矢印で良いのか疑問に残る点もあるので、このままの修正でよいという気がします。いずれにしても、悪循環という語句が、この図を的確に表しているかは少し疑問に残る部分があります。

田中座長

一つ確認ですが、別紙1の3ページの下にある図の修正ということによいでしょうか。

伊集委員

元々人口ビジョンから引用しているので、事務局では図自体を変えない形で本文の修正を行っていると思います。

本文では、元々「スパイラル」という表現を用いていたので、図も回っている形になっていないと整合が取れませんが、今の図は人口減少が起きると、このようなことに繋がってしまうということしか示していません。

例えば、地域の社会の活力低下してしまうと、そこでまた人口減になってしまうということもあるので、悪循環という表現でも、この図と少しずれるのではないかと思います。

田中座長

どのような図にすればよいでしょうか。

伊集委員

例えば、この3つをまとめて、人口減少と3項目で回るような矢印にしてもよいと思います。

具体的な提案としては、このビジョンをもとに一部修正としてもよいかと思います。

田中座長

この図に関しては、循環的な図になっておらず、若干、齟齬が生じているので、図に循環的な要素を入れるか、あるいは文章でもう少し、引用であることのニュアンスを入れるかのどちらかだと思います。

事務局としては、どちらがよろしいですか。

企画課長

人口ビジョンは、私が担当で策定しましたが、この図に関しては、この形でなければいけないというこだわりはありません。指摘内容は、素直にそのとおりだと思いますので、循環していることが分かるような図に修正したいと思います。

田中座長

それでは、図を循環していることが分かるような形に修正をお願いします。この他、伊集委員から指摘のあった部分については、よろしいでしょうか。

次に、私が指摘した部分ですが、資料1の2ページのNo.9、10となりますが、まず、No.9についてご意見等がございましたら発言をお願いします。

趣旨は、従来の行財政改革では削減が中心でしたが、今回、皆さんと議論の上、質の向上も行財政改革に含めるということで、所管課から上がってきたものを推進項目としましたが、私は、若干、項目数や内容が寂しいと感じました。

これだけで終わりというのが、正直な感想でしたので今後も継続的に、行政サービスの質の向上を目指した改革を進めていくということで、目標数値とともに、別紙2の推進項目を作成してもらいました。

これについてご意見がありますでしょうか。

池島委員

町側にお伺いしますが、以前、町長から指示があり、提案制度を設けたが、アイデアが中々集まらず四苦八苦しているという説明があったかと思います。

それと関連する取組みなのか、それとも自発的に割と取り組み易い程度の内容なのか、どうでしょうか。この5件という数値が、毎年、重たいものなのかも含めてお伺いします。

企画課長

職員提案制度については、他課の業務まで提案できる制度

ですが、正直、提案数が寂しい部分があります。

今回追加する行政サービスの質的向上は、予算を伴うものでもあり、さらに難しい面があると感じており、これをどのように促していくのか企画課としては、何かアイデアを出さないといけないと考えています。

田中座長

私が、色々な役所を観察してきた印象としては、計画に盛り込まなければ実施しない性質があると感じています。

したがって、何らかし位置付けが必要であることと、今、業務改善のような仕組みがあるとの説明がありましたが、それをより有効にするためにも、毎年、小さいものも含めて色々な提案が出てきた中で、少しアピールできるものをこの項目の成果として挙げていく手法も可能だと思います。

また、予算措置を伴わないで質の向上を図ることが1番良いと思いますので、今までと同じ人員なり財源で、よりサービスを良くする、これは、例えば窓口サービスの時間を短縮するようなことも含まれると思います。

次に、従来の手法では限界があるので少しやり方を変えてみたら、もう少し成果が上がるかもしれないものがあり、その際には、財源が必要となるかもしれません。

いずれにしても、それを常に考える役所であって欲しいと思い、項目の追加を提案しました。

伊集委員

取組内容の部分、計画内容にもありますが、行政サービスの質の向上の観点から事務事業（取組み）を募集するというのは、誰が誰に対して募集するのでしょうか。

つまり、行政内部だけか住民からも募集するのか色々あり得ると思いますが、対象は誰を想定しているのでしょうか。

企画課長

これは、業務改善の提案制度の中での枠組みしか捉えていませんでしたので、行政内部での募集になります。

田中座長

基本は、そういうことだと思います。

ただし、是非、町民のアイデアも欲しいということであれば、どこかの時点で公募を実施しても良いと思いますし、そのような可能性を否定するものではないと思います。

それでは、この項目の追加については、ご了解いただけるということによろしいでしょうか。

- 高井委員** 別紙2の項目ですが、件数が5件に増えていますが、何か根拠があるのでしょうか。
- 企画課長** 田中座長から目標件数が少ないと指摘いただき、町で再検討した結果、精一杯の背伸びをした件数となります。
- 高井委員** 私の役所経験を踏まえると毎年、5件も集まるのかと感じました。  
私が在職していた頃は、まだ、良かったかもしれませんが、現在は行政の質は確実に下がっていると思います。  
人件費を削減するために、正規職員を削減し、臨時職員などにより賄っている状況なので、サービスは低下して当たり前で、このようなことをしているのは日本だけです。  
フランスの公的職員、国家公務員、地方公務員、軍隊も含めますが、この人口千人当たりの職員数と比較すると日本はフランスの3分の1の職員しかおらず、アメリカの2分の1という現状があります。  
そこからさらに削減している訳で、これは、小泉内閣時に普通交付税がカットされたことにも繋がりますが、基準財政収入額と需要額というルールがあり、箱根町は不交付団体ですが、通常、市町村には交付税が交付されています。  
それでも財源不足が生じるため、正職員が100人退職しても50人しか補充せず、残りは臨時職員で対応する。このようなことを続けていると、行政サービスの質は下がって当たり前だと思います。  
だから、私は、そのような現状の中で職員提案が出ないのはやむを得ない部分があると思います。日ごろの業務に忙殺されている訳ですから、まず、目の前の業務をこなすだけで、この5件というのは、大変な事であると私は感じています。
- 田中座長** 私が最初に提案した際は、目標を年間20件にしてはどうかと言った記憶がありますが、それはさすがに難しいという話があり5件に落ち着いたのだと思います。  
考え方としては、今回のアクションプランに確かに質の向上という項目が入りましたが、それ以外は、どちらかというところ削減型の内容であり、この後、議論する別紙3も削減タイプの項目です。

今の財政状況を考えるとやむを得ないことですが、削減項目が多い中で、可能な限り役場としてサービスの質を落とさない努力をしていることを示すのがこの項目であり、プラン全体のバランスを取るためにも、このような推進項目を追加したことをご理解いただければと思います。

5件をどのようにカウントするかは難しい問題ですが、ちょっとした工夫レベルでも1件とカウントしても良いのではないかと思います。

まず、項目が挙がってくることが重要で、それが徐々に内容が良くなって行けば、役場全体として望ましい方向に行くと思います。それでは別紙2の項目については、この内容で追加することとしたいと思います。

続きまして、本日、配布されました別紙3の項目ですが、これについては、計画内容以外は、私が実際に作成したものが、そのまま配布されています。

趣旨ですが、まず、資料2のアクションプラン素案をご覧ください。今まで何度もご覧頂いている部分になりますが11ページに中長期財政見通しの表があります。

表にある歳入歳出差引額は、平成30年度から6年間は、マイナス5～6億円となっており、平成36年度以降は、それが10億円を上回る状況で、後年度につれマイナスが拡大することが町の推計結果として示されています。

この対応の一つが、アクションプランになりますが、28ページの財政健全化効果額の表では、これを額面どおりに受け取って良いかは別として、一応、理論上の財政健全化効果額が示されています。各年度の効果額を見ていただくと大体、2億円から多い年で3億円程度になります。

先ほどの歳入歳出差引額とアクションプランの実施による効果額を比較すると明らかに不足しており、分かり切っていることですが、不足額にどう対応するのかが問題となります。

町側にお伺いしますが、この財政健全化効果額は、今、アクションプランに盛り込まれていることを最大限実施した場合に、この程度の効果が見込まれるということですね。

一方、超過課税や新しい財源の確保というのは現段階では、確定しておらず、超過課税の延長や新財源を確保できない場合もあるかもしれません。

その場合、どのように財源を確保するのでしょうか。

財務課長

財源不足は、昨日今日の話ではなく、長い間、予算編成に大変苦慮してきました。特に平成27年度予算編成では、財政調整基金を含めてあらゆる財源をかき集め、ようやく予算を組んだという経緯があります。

田中座長

今まで財源不足に対し何とかやり繰りしてきたということは承知しています。今後、財源不足が見込まれている訳ですが、その差額をどのようなロジックで埋めていくのかという質問です。

財務課長

あくまでも財政側の立場から言えば、28年度の固定資産税超過課税の際にも同様の話がありましたが、事業を止めるしかない。事業が実施できなくなるという発言を当時、私はしており、財政側としてはそのように考えています。

田中座長

それしかない訳ですよ。

だから、結局、財源不足により事業をカットすることになり、何をどうカットするかは、財政側の理屈でカットしていくという論理になると思います。それが本当に良いのでしょうかというのが、私の問いかけとなります。

これは、財源確保できなければ、実施せざるを得ないことなので、その対応として別紙3のような提案が必要ではないかが趣旨となります。

別紙3をご覧頂きたいと思いますが、現状と課題で歳入歳出差引額が拡大していく中で、毎年度、きちんと予算を組んでいく必要があるということを書いています。

そのためにどうして行くかで、取組内容は、書いてあることは大した内容ではなく、予算プロセスを少し見直していくということになります。

目標指標で30年度中に、現状の見直しを行い、31年度に新しい予算プロセスを試行的に実施し、32年度から本格実施としています。

これはある意味、超過課税の延長を含めた次期財源確保策のあり方の議論と連動させる形で、今、挙げています。

先ほど、ご質問いただいたようなメカニズムを導入したら良いかですが、他団体においてもそのようなことを画期的に実施している事例はありません。

したがって、切羽詰ったらゼロベース予算。今まで実施し

てきたことを全部白紙に戻し、優先順位の高い順に実施し、後はできませんという形になると思いますが、それは結構乱暴な議論ではないかと思います。

財源不足の際に、何をカットするかという議論が必ず起こると思いますので、その際に、何を救って何を削減するのかを含めて、この項目をもとに検討しておく必要があるのではないかと思います。

今のアクションプランのままで、有識者会議で認めた場合、財源不足の状況に対し、財源補填策が必要であることを認めたとほぼ等しい訳です。

実態としては、それに近いと思いますが、財源不足を少しでも町が埋める努力に取り組むような余地として、別紙3のような項目を入れておく必要があるのではないかという私の提案となります。

これを追加するかしないかで、町側と押し問答をした結果、座長提案となった経過があります。何かこの推進項目で、このようなことを具体的に実施すべきというイメージがあるわけではなく、今後、財源補填ができなくなる可能性があるもので、ちゃんと準備しておくべきという趣旨であることをご理解いただければと思います。

田代委員

座長のゼロベース予算というのはアメリカで過去最悪の時に実施したものと同じですよ。

高井委員

予算のプロセスというのは、明治以来ずっと続いている中で、この項目を追加するのであれば、新しい予算プロセスが何なのかを記載しないと難しいと思います。新しい予算プロセスは現在、世界中で模索中ですがまだどこも確立できていません。

このような状況下では、極論を言うと地方財政法に違反するようなことまで行おうのかなどと捉われかねないと思いますし、現状、これは国でも出来ていないことだと思います。

国の場合は、最後は帳尻合わせで財政法に反して、特例公債法で赤字国債を入れており、これは財政法違反になりますが、法と法は上下関係がなく、毎年度、特例公債法で帳尻合わせをしている実態があります。

しかしながら、地方自治体は、赤字国債は禁止されており、建設公債しか発行できませんから、私は具体的な内容がない

中でアクションプランにこのような項目を入れていること自体が、まだ、取組みの余地があると思われ、プラン自体が絵に描いた餅ではないかと勘繰られてしまい、誤解を招く恐れが強いのではないかと私は感じました。

#### 伊集委員

まず、最初の座長から町に対する質問ですが、33ページにあるようにアクションプランの推進項目を実施することによる収支改善効果額を見越しても、これだけ財源不足が生じるということを示しています。

この上で財源不足額への対応としては、4段落目の推進項目No.10の「財源確保策の検討」について言及しており、前回、アクションプラン策定と超過課税の検討を別立てで行っていたものを、1つにまとめたのは大きな変化だと思います。

財源不足の状況に対し、歳入確保を既に実施しているし、今後も検討し実施していくことが記載されており、これは、財源不足を埋める手段の1つとして、想定していることを明示しているのだと思います。

ただし、今後、住民税や固定資産税が減額していく傾向の中で、この手法のみでは税率を高くしていかなければならなくなるので、将来を見据えて歳出の中身を検討するのは大切であり、その点で、この提案は大変重要だと考えています。

私は、この内容を見たときに、予算プロセスの抜本的な見直し、特に厳格な予算査定という部分に重点が置かれていると思いますが、もう少し広い意味合いで捉えても良いのではないかと考えています。

具体的な文言としては、無駄や非効率を徹底的に省くという部分で、これは歳出削減の方に向かうものだと思いますが、これまでの議論でも発言していますが、この無駄や非効率ということ自体が評価の問題ですので、何が無駄なのか、何が非効率なのかを、まず、評価する必要があります。

その際に、財政学や経営学では、その効率性を内部効率性と外部効率性という2つの側面で捉えています。

内部効率性は、管理会計的な概念で実施するもので、事業をいかにもう少し安上がりにできるか、削減できる部分がないかを考えるのが、内部効率性の議論で、3E (Economy、Efficiency、Effectiveness) などの議論に通じています。

ただ、先ほどの発言にもありましたが、削減してきているのでこれ以上削減するのは厳しい状況であるということは分

かりますが、これまでの議論の中で、もう削減できないから超過課税を提案しましたが、議会審議により税率が引き下げられたことに対し、ふるさと納税による想定外の増などがありました。追加のサービス削減策を実施したことで何とか対応できたという経過があります。

これを考えると、本当にこれ以上、サービスの削減ができないか、削減した結果、問題が生じていないかなど、その後、それで良いのか捉えるようなプロセスは入れる必要があるのではないかと思います。その際、内部効率性的な意味で削減できるのかどうかを改めて検討する必要があるのではないかと思います。

もう一つの外部効率性の考え方は、先ほどの質の向上の話にもつながりますが、そのサービスがニーズに合っているかどうか。

住民が誰も求めてないようなサービスを、たとえ効率的に行っていたとしても意味がないので、住民ニーズとのマッチングどのように捉えるかという点が、もう一つの大切な点であると思います。

そこが掴めれば、この部分は削減できないサービスですね。なぜなら住民が求めているサービスなので、それは財源確保の方向で考えないといけないという方向に進めるので、やはり、その面も、いわゆるサービスに対する評価も入れていく方向も必要なのではないかと思います。

その意味で取組内容としては、無駄や非効率を徹底的に省くだけではなく、実施しているサービスが、どれだけ適切なのかを内部と外部の面から両方で見えていくプロセス、仕組みを考えて、それ全体が大きな意味で予算プロセス、財政学的には予算過程という言い方をしますけれども、そういうものに繋がっていくのではないかと思います。

この上で、具体的な取組内容をどうするかは、色々あると思いますが、例えば、日本の自治体ではなかなか進んでない状況にありますが、最近の議論で言うと、例えば、会計制度の変化で色々事業別や施設別に事業の効果を図るような仕組みを入れていて、以前にも少し発言したと思いますが、それを実施するとどの施設に年間どの程度のコストかかっているのか。発生主義的な捉え方でコストがどのあたりに掛っているかを具体化している団体もあります。

日本の場合、その際に問題となるのが、コストがかかって

いるのであれば、施設や事業の廃止に議論が向かってしまうことと、良くあるのが受益者負担の適正化という名の下に料金を改定するような事に成りがちですが、コストが掛かっていることを示したうえで、これが必要なのかという議論を行うためにも必要な情報をしっかり捕まえることが重要だと思います。

そのような意味では、先ほどの事業の内部効率性を計るものとして、公会計を活用できないか検討してみることは、具体的例としてありえるかなと思います。

また、外部効率性として、住民のニーズとのマッチングという部分でいうと、やはり、実施しているサービスを住民がどのように評価しているかと言う部分となります。

これは中々難しいと思いますが、例えば住民評価のように行政評価中に住民からの例えばアンケート評価など、サービスに対する評価を把握するようなプロセスを入れるということもあり得るかもしれません。

もう一つ、大事だと思うのは、議会で行財政改革調査特別委員会が設置され中々議論が進んでいないという話も伺いましたが、そのような問題は、結局、政治的な判断にもなるので、議員が住民はどこで何を求めているのかを掴まないと議論になりません。

そういうプロセスをどのように入れていくか、この部分は、アクションプランに入れたからといって議会に実施して下さいと言えるような内容ではないと思いますので、やはりそういう連携の部分がうまくいかない、この段階に来ると行政内部だけで抱え込んで、これが必要なサービスかどうかなんて判断できるレベルではないと思います。

結論としては、そのような観点、削減していただくだけではなく、何を求められているのか、何が必要か、見えるような枠組みを入れていくことを考えていく事が少し広い意味での予算プロセス、予算過程という位置づけで考えてみるのもいいのかなと思いました。

田中座長

確かに、予算編成というプロセスだけに矮小化するのではなく、それを含めて全体的に財政をどう考えるかということに関わってくると思います。

実は、別紙3の内容は、言い換えると一部の行政サービスをカットしますよというメッセージというか、財源が不足す

れば、何か削減しなければいけない訳で、それは何らかの行政サービスの削減になるという理論です。

本来、財源不足の場合には、住民向けのサービスをカットする可能性もあるということを書きたい所ですが、中々難しいということで、今、このような表現に留めている状況です。

少し議論を分けたいと思いますが、まず、これまでの財源問題で色々な議論があった中でアクションプランが出てきました。

これが最大限、箱根町役場が頑張れる提案ですと、皆さんが了解していただければ、この別紙3は入れないで提案する、結果、財源不足になるので何らかの財源確保が必要ですねという議論になっていきます。

一方で、もう少し頑張れるのではないかというような印象があった場合は、これを入れた上で、それでも財源が不足するので、やはり検討する必要があるということで次に進んでいく。どちらにしてもステップは変わりませんが、ロジックが若干変わってくると思います。

だから、別紙3の内容を入れずに、これで良いと思われるか、もう少し頑張れるのではないか、あるいは頑張っているところを、見せるべきと判断されるか。

私は、町民会議などでも、町民の意見などもずっと聞いてきた立場なので、町民としては、抜本的改革に取り組んでくれるという期待を持っていると思うのでそれを踏まえると、私の立場ではもう少し、頑張りたいというものが、この提案に繋がったということです。

#### 嶋矢委員

個別に意見を求められていると認識しましたので、結論から言うと少し表現を変えて入れた方がいいと思います。

最初にお詫びしたいのは、最初に何か新しい仕組みを構築するのかと質問しましたが、一部、誤解を招いていたら申し訳ないと思いますが座長のその後の説明で、そういうことではなく考え方の問題ですということでしたので、それであれば追加した方がいいと思います。

ただし、私が、読んで誤解した表現もあると思います。座長も短い時間で作成していただいております、表現で修正すべき部分が残っていると思うので、誤解のないような、表現に修正していただいた上で、項目を入れるのは、町側もある意味、

取り組み易くなる面もあるのかなと思います。

田中座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

高井委員

やはり具体的内容がないと難しいのではないのでしょうか。

嶋矢委員

高井委員の発言は、多分、その専門分野の方からすると、当然、疑問があるだろうと思いますが、先ほど説明いただいた趣旨であれば、私は入れた方が良くと思います。

表現には注意する必要があり、今の別紙3のまま追加することの可否を問うているわけではないと思いますので、表現を修正して追加する方向で進めて行ってはどうでしょうか。

それも含めて追加したほうが良いかなというのが、個人的な意見であるということも補足させていただきます。

田中座長

結局、予算編成の際に財源不足となった時に、先ほど財務課長から発言がありましたが、財政の論理で辻褄を合わせるしか無くなってしまいます。

それが一概に悪いという訳ではありませんが、やはり財政の論理で行くと、特に公共事業は先送りとなり、加えて全体的にシーリングで一律カットになりがちで、それで良いのかという問題があると思います。

あるものはある程度守りながら、あるものはかなり思い切って削減していくなどそういうメリハリが、本当は必要ですが、財政の論理では、それが困難であると思います。

最終的に財政的な観点での調整は絶対に残ると思いますが、その余地を少なくしていけるようなメカニズムというか、仕組みや仕掛けが、できればいいなと言うのがこの趣旨になります。確かに、高井委員が発言されたように抽象的な部分は否めないと思います。

それは、やはりこれと言う方策が、現状無い中で一つ参考になるとすれば、財政破綻した団体が、どうしているか。

夕張市の状況を見れば、最低限必要なものしか残っていないはずなので、その部分は手当てしないと行けないという部分が見えてくるのではないかと思います。

箱根町の場合、そこまで行っておらず、単純に比較できないと思いますが参考になるのではないのでしょうか。

高井委員

私が、現状の内容では、やはり気になってしまうので、予算プロセスという言葉では新しいプロセスを創るのかという点に引っ張られてしまうので最初に座長が趣旨の説明した内容を、素直に記載するのがよいと思います。

例えば、最低限必要なものは夕張を見て考える残った部分をどうするかなど、予算プロセスの構築という部分が何か気になってしまいますので、その部分の表現は修正が必要ではないかと思います。

田中座長

これまでの皆さんの発言を踏まえると、何らか項目を追加すべきという点では意見が一致していると思います。記載内容を修正していく方向で今の高井委員の発言や伊集委員の発言とも関連してくると思いますが、予算編成プロセス単体の見直しや再構築ではなく、もう少し広い意味合いでありながらも、趣旨が分かるようにと言う事で修正していくと言う事でよいでしょうか。

高井委員

また、町が作成した資料により、このままいくと町の財政がどうなるのかは、大体わかれると思います。このような中で抜本的な見直しを模索するのであれば、その前提として町が保有する資産の現状がどうなっているのかが分からないと、実のある議論が出来ないと思います。

その一例として浜松市が、複式簿記、バランスシートをホームページに公開しており、その分析なども行っています。

例えば、箱根町は固定資産をこれだけ有している、流動資産をこれだけ有しているなど、町が有する資産と負債をバランスシート（貸借対照表）で見える化することが、この提案の大前提になってくるのかなと思います。

まず第1ステップとして、提案の趣旨を実現するために、公会計による見える化をしてはどうでしょうか。

田代委員

地方団体も複式簿記を作りましょうというのは、当初は東京都が頑張っていましたよね。それを活用して考える事は良いことだと思います。

田中座長

恐らくですね、別紙3の内容や文言は、ちょっとこの場では、決めきれないと思いますので、ここは、事務局と私の方で相談をして皆さんに案をお送りするという事で、色々な

ご意見いただきましたので、それらを踏まえて少し案を練ってみたいと思います。

修正する場合、スケジュール的にはどうですか。

事務局

3月22日がパブコメの期限であり、その後、年度内に確定という予定なので、来週早々には委員の皆さんに先生と調整した案をお示ししないと厳しいと思われれます。

田中座長

早めに案を作って皆さんご覧頂いて、ご了解いただければ間に合うタイミングでありますね。

伊集委員

先ほど申し上げたことですが、無駄や非効率を省くというのは結局、何を根拠に判断するかという話になると思うので、その部分をどう具体化するかということが、重要になるのかなと思います。

それを考えた時に中身にもよりますが、提案されたスケジュールでは、30年度に見直し作業を行い、内容により大幅に異なってくると思いますが31年度から試行的実施となっています。

これは、実際にはかなり難しい部分があるので、このアクションプランの間に、会計的な事や住民ニーズを計るなど、何を行うか分からないですが、そういうものをしっかりと調査するというようなことで、それが個別に実施できるものは早期に導入することは可能かもしれませんが、全体としてこの枠組みを作って、再来年に本格実施というのは、かなり難しいと思います。

田中座長

ここは、超過課税の議論を意識してこのような設定をしましたが、見直しや検証を行いながらも、可能なものは早期に実施し、このアクションプランの期間中に抜本的に検討するというような、少し長期的な取組みということにしてもよろしいですかね。

それでは、今いただいたご意見をもとに、私と事務局で相談し、皆さんに案をお送りしたいと思います。

その他、議題1アクションプランの修正内容につきまして、何かご意見等がありましたらお願いします。

池島委員

アクションプランそのものの中身ではありませんが、町民

会議の意見なども踏まえると、私は、複数ある町の取組みのうち、1つの柱がアクションプランだと思っています。

今回のアクションプランに入れられないような不確実性が高いアイデアや案件についても、今後は取組みが具体化していく可能性があると思います。隠し玉という表現は変ですが、アクションプランに位置付けていない取組みについても、対外的にアピールする方法は取れないでしょうか。

田中座長としては、恐らくアクションプランの中に入れておかないと町民は納得しないのではないかという思いもあると思いますけれども、「アクションプラン」なので、ある程度、確実性が高い取組みが位置付けられており、不確実な取組みは記載されていないと思われれます。例えば、クラウドファンディングの実施なども、制度的にどこまで出来るか十分議論出来ていない部分もありますし、また、大学連携との中で何か新しい取組みを実施できる可能性もあります。

これらは「アクションプランの予備軍」ではありませんが、現状、プランに位置付け出来ていなくても、町が抱える課題を解決するための取組みとしての役割を担っていると思います。そういう意味で、町のトータルの取組みとして、アクションプランの枠組外でも良いので、対外的に、町が考えていることをどこかで見せられればなと思っています。

嶋矢委員

これに似たような文章を書く機会がありますが、それは矛盾しないのですか。これ以外に隠し玉があるような内容は難しいのではないのでしょうか。

池島委員

住民に対して、ある程度アピールするものとしてアクションプランがあるのであれば、アクションプランの項目に無くても順次、実施しようと予定されている取組みについては何かしら発信していく必要があると思います。

ただし、書き込むには、まだまだ不確実性が高いので、「アクションプラン」として公表はできませんが、取り組む姿勢はあることを、どこかでそれを示せると良いのではないかと個人的には思っています。アクションプランの本文に記載がなくても、それはかまいません。

田中座長

その部分はどうでしょうか。

- 企画課長** 最近の世の中の動きは本当に早く、1, 2年前には考えられないことが、行政の財政に与える影響とかも、本当に目まぐるしく変わってきていますのでやはりそういう不確定要素は出てくると思います。
- 何かしら、町としても考えなければいけないところも当然あると思いますので、工夫できるか考えたいと思います。
- 田中座長** それでは、お願いします。
- あとパブコメの意見は、今のところどのような状況でしょうか。
- 事務局** 現状、問い合わせが1件ありましたけれども、意見の提出はない状況です。
- 田中座長** 仮にパブコメで対応が必要な意見が寄せられて、アクションプランを修正する場合には、役場側で修正案を作って、我々はその報告を受けて、認めるという形でしょうか。
- アクションプランを固めるまでに、会議で集まる機会は無いですよね。
- 今の状況ですと、パブコメで意見の提出は多くなさそうですが、仮に意見の提出があり、町側で素案を修正する場合には、我々にも送付して頂き、それに対してご意見がありましたら、事務局までお願いしたいと思います。
- (2) 次期財源確保策のあり方について**
- ① 法定外税の検討結果**
- 事務局から、「資料3 法定外税（別荘等所有税と宿泊税）の検討結果」をもとに、別荘等所有税と宿泊税の検討結果について説明した。
- 伊集委員** 資料3の12ページの囲み部分は、宿泊税のみでなく全体の留意事項ですか。
- 事務局** 宿泊税のみです。別荘等所有税は、検討の結果、そのまま導入することは困難であり、宿泊税は条件次第で導入を検討できるのではないかという結論としています。

- 伊集委員** 宿泊税を法定外目的税でなく法定外普通税として導入することは可能ですか。
- 事務局** 可能です。
- 田代委員** 平成 10 年度に固定資産税における別荘概念の取扱いが改定されたとありましたが、住宅用地軽減特例の対象となる土地が拡充されたことにより、固定資産税収が落ち込んだということによろしいですか。
- 事務局** この特例による減収額は分かりませんが、図表 5 のとおり町外所有者の約 1 割の宅地に特例措置を適用していますので、その分は減収になっていると考えられます。
- 池島委員** 宿泊税について、導入は制度上不可能ではないが課題も多い状況のようですが、感触的にはどうでしょうか。
- 企画課長** 不可能ではないとの感触はあります。
- 高井委員** 宿泊税を導入する場合、普通税か目的税かについては、目的税の方が納税者へ説明し易く導入が容易ではないかと思えます。  
目的税として導入し、例えば観光に関わることであれば人件費にも充当できる等、用途を広くする手段もあるかと思えます。国の消費税増税が難航していることから分かりますとおり、日本では税金の用途が明確に説明できないと、導入することが難しいと思えます。  
このことから、可能であれば観光分野全般を用途とした法定外目的税として導入した方がよいかと思えます。
- 伊集委員** 消費税の増税分を目的税として社会保障財源に充てることは、社会保障サービスの受益者のみが納税するわけではないので、消費税を例とした議論は論点が違うかと思えます。  
宿泊税を目的税として導入するという議論は、納税者の便益になる施策を用途とするべきなので、目的税として用途の対象を明らかにしたうえで、検討するべきかと思えます。  
もう 1 点、別荘等所有税について熱海市は法定外普通税で課税していますが、3 ページで税収入を必要とする財政需要

について検討しており、別荘等所有者のみに関わる行政需要を区分することは困難であるとしていますが、普通税としてもこのような検討が必要となりますか。

法定外税であるため、総務省の同意の基準として検討する必要があるということですか。

事務局

熱海市は別荘等所有税を昭和51年に導入しており、法定外目的税は平成12年度に制度化されたため、当時は法定外普通税のみであったことによると思います。別荘税の主な用途を公表しており、納税義務者に対する説明資料も作成しています。

仮に当町が導入するのであれば、別荘等というように対象を明確にしている以上、納税者と何らかの関係性がないと導入することは難しいと考えました。

また、税率を決定する場合、別荘等の行政需要を踏まえてどのくらいの税収が必要かという観点からの説明も必要と考えられるので、その辺りを整理する必要があると考え課題として整理しました。

伊集委員

その辺りの事情はよく分かりましたが、やはり法定外税という認識からの検討内容ということになりますか。

前回の財源確保策検討時に、固定資産税の超過課税分を土地や家屋所有者の行政需要のため使用するべきであるという議論は行っていないことから、法定外税という位置付けで特に区別したと考えてよろしいですか。

事務局

固定資産税に加え、さらに別荘等の所有者という特定の方に負担していただくという観点から検討を行いました。

伊集委員

土地や家屋所有者という意味で、固定資産税も特定の方が対象になりませんか。

事務局

固定資産税の場合、賃借人は除外され、その意味では町民全体より特定されますが、別荘等の所有は、対象が更に狭くなりますので、特に区分する必要があるのではないかと考えました。

田代委員

別荘等所有者は、町内の土地や家屋所有者のうち町に住民

税を納めていない方になりますが、住民税を納めていないにも関わらず、住民と同様の行政サービスを受けられることになります。その点はいかがでしょうか。

伊集委員

住民税の課税対象は住民ですが、所得が一定以上でない方は免除されるという位置付けで、課税対象から除外されているわけではありませんし、納税していないから行政サービスを受けられないわけでもありません。

固定資産税は土地や家屋を所有しているという課税要件がある点では、別荘等所有者と同様に特定の対象に該当し、法定外税か法定税かという位置付けで用途を明確にするべきなのかしなくてよいのか、行政需要を考えるべきか考えなくてよいのか、その辺りの整理をどうされているかを確認したいと思いました。

高井委員

神奈川県の特例企業税が違法であるとの最高裁判決について、私は税法の解釈を間違えていると考えています。

税法上は法定税も法定外税も優劣なく書かれていますが、法定外税は特殊であるとのイメージから、特別な理由が必要と考えられる傾向にあるようです。

超過課税についても、昔は特別な行政需要が必要と考えられていましたが、現在は、その他行政需要として政策上、必要であれば実施できます。

法定税かつ標準税率が正統で法定外税や超過課税が特殊という、法律上は誤りですが、そのような考えを持たれているようです。

伊集委員

日本の法定外目的税はヨーロッパでは税とは解釈されない性質のもので、特定の方から徴収して特定の用途とするのは負担金と定義されます。

その区別に関わる考え方が気になり伺いましたが、今回の検討内容全般については特に異論ありません。

田中座長

法定外税を導入する際、普通税も目的税も現在は総務大臣の許可が必要ではないということでもよろしかったですか。

高井委員

現行の税法では同意を要する協議が必要になります。

田中座長 協議制になったことで、導入に関わる事務負担は軽減されたという理解でよろしいですか。

事務局 熱海市職員に平成 27 年に伺った時は、協議制になり負担は軽減されたと聞きました。

田中座長 手続きが簡素化されたということですね。  
熱海市は、昭和 51 年度以降 8 回程度延長していることになりましたが、当初はリゾートマンション等の建築による行政需要の増大に対処するためという理由があったと思いますが、現在はおそらくそうでないと思います。

そのような状況で、特に問題なく 5 年毎の延長が認められる理由がありますか。財政危機を宣言していた時期がありましたので、そのような理由もあるのでしょうか。

企画課副課長 別荘等所有税の導入当初と比較して状況が大きく変化していることはありませんが、大きな変化がなければ延長できてしまうという扱いではないかと思われれます。

田中座長 延長の手続きで難航したという話はなかったわけですね。

高井委員 検討内容では入湯税との二重課税を懸念されているようですが、宿泊料から入湯税分を控除した額を課税標準額として課税することも可能なので、問題ないと思います。

田中座長 宿泊税の検討の最後に、導入には少なくとも 3 年程度の期間を要すると記載していますが、期間の考え方について、超過課税終了後の 31 年度から開始して 34 年度の導入を目指すのか、30 年度から開始して 33 年度の導入を目指すのか、どちらになりますか。

事務局 現状は、31 年度からの検討を考えています。

田中座長 3 年間で検討及び周知を行い、4 年目に導入ということですね。

高井委員 神奈川県の水環境税は、途中で県知事が変わったこともあり導入まで 7 年程度かかりました。

宿泊税は東京、大阪、京都等と前例も多くありますので、総務省の協議も、それ程問題なく進むかもしれません。ただ、総務省の通知にあったと思いますが、課税対象が住民でない方に及ぶ場合は住民の代表で構成されている議会に納税義務者となる者の意見が反映されない部分もありますし、法人に対する課税についても、特別な手続きが必要であると通知されていたと思います。

伊集委員

固定資産税の超過課税を実施したことにより事業所が宿泊料を見直して、宿泊客に税負担を転嫁しているというような状況はありますか。

企画観光部長

超過課税による宿泊料の値上げは聞いておりません。最近では、インターネットで宿泊客を取ることが多いため宿泊料は比較的割れているような状況ですが、事業所としては宿泊客を呼び込むよりも従業員を確保することに苦慮しているようです。

また、本町以外にも固定資産を所有するような大手企業からは、都市計画税を課税していないことも理由の1つと考えられますが、これまで超過課税に対する大きな反応はありませんので、宿泊客に負担を転嫁していることはないと思います。

田中座長

他に、ご意見等はよろしいでしょうか。  
それでは次に、事務局から資料4の説明をお願いします。

## ②今後の検討の進め方

事務局から、「資料4次期財源確保策の検討の進め方について」をもとに、今後の進め方について説明した。また、議会から入湯税の引き上げに関わる提案があり、その是非を有識者会議で確認して欲しいとの発言があったことを説明した。

田中座長

ありがとうございます。  
入湯税のあり方も含めて、今後検討していくということですね。

伊集委員

議会から入湯税の引き上げに関わる提案があったというこ

とですが、その内容についてお願いします。

事務局

入湯税の引き上げを持論としている議員がおり、これまで何度か質問がありましたが、町の回答として、前回の有識者会議で提言していただいた入湯税は税込の1割以上を占めており、応分の負担をいただいているということを説明しても納得して頂けず、再度、有識者の方に確認して欲しいとの意見があったことから、本日、お願いしたものです。

伊集委員

そのような経緯があり、改めて入湯税も含めて検討してほしいということですね。分かりました。

田中座長

今後のスケジュールとしては、次回会議で町側から財源確保策の提案があり、最終回で提言を予定しているとのこと、残り2回の会議で財源確保策を決定することになりますので、皆様のご協力をお願いします。

高井委員

資料に関するお願いですが、以前作成していただいた資料にあったかもしれませんが、財源不足の議論として多くの観光客が訪れることによる行政需要があると思います。

どのような部分で費用が多く掛かっているのか、概算でよいので示していただきたいと思います。本日の検討内容にもありましたが、負担いただく方と用途との関係性の議論にも繋がるとと思います。

また、本日の検討にはありませんでしたが、宿泊客に対して宿泊税を負担していただいた時の日帰り客の負担について、例えば太宰府市で課税している「歴史と文化の環境税」は、大宰府天満宮の駐車場利用者に対する行政需要のため実施していますが、日帰り客は捕捉が難しいため、参考になると思いますので説明いただければと思います。

田中座長

そのような資料の整理もお願いします。

池島委員

資料4のスケジュールでは、今回の会議で協力金という記載がありますが、協力金は検討するのでしょうか。

事務局

第5回会議の終了間際、時間がない中で簡単にご説明したのですが、今後具体的に検討する対象として、一定規模の収

入が見込まれ、ある程度の期間で導入可能なものを優先するという整理をさせていただきました。

池島委員の言われた協力金や、高井委員の言われた駐車場利用税については、収入規模の面で具体的な検討の対象外にさせていただいたという経緯がありますが、その辺りの整理を、改めて何らかの形でお示しできればと考えています。

田中座長

そのような検討も行ったことは、最後の報告書に記載していただければと思います。

それでは、本日の議題を終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

#### 4 閉 会

企画課長

実に内容の深い議論をしていただき、誠にありがとうございます。議会の方でも、非常に活発な議論をしていただいているところでもあります。残り2回となりますが、引き続きご協力お願いいたします。

本日は、お忙しいところありがとうございました。